

会津大学教育用計算機システム1 賃貸借契約書（案）

公立大学法人会津大学（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、下記物件を乙が責任を持って、_____（以下「丙」という。）をして賃貸借させること及び保守並びにソフトウェアの使用権許諾について、次の条項により契約を締結する。

（賃貸借物件）

- 第1条 甲の賃借する物件（以下「装置」という。）は、別紙 会津大学教育用計算機システム1 賃貸借機器一覧のとおりとし、乙は丙をして乙が本契約上に負う債務を負担するものとする。
- 2 丙は、装置にそれが丙の所有である旨の表示をするものとする。
- 3 この契約において、ソフトウェアとは、機械の読み取り得るプログラム及びROM並びにこれらに関連する資料をいうものとする。

（使用権）

- 第2条 乙が甲に許諾する使用権とは、甲がソフトウェアを装置において、非独占的に使用する権利をいうものとする。
- 2 甲が装置以外でソフトウェアを使用する場合は、この契約により甲に許諾された使用権とは別の使用権の設定を必要とするものとする。

（契約期間及び賃貸借期間）

- 第3条 賃貸借期間は平成29年4月1日から平成33年3月31日までとする。

（設置場所）

- 第4条 装置は次の場所に設置するものとする。
- 会津大学（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90番地）

（賃借料及び使用料）

- 第5条 装置の賃借料及びソフトウェアの使用料は、総額_____円（月額_____円）とする。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、総額円（月額_____円）とする。
- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃借料等に108分の8を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第6条 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第39条第1項による。

ただし、同規則第39条ただし書きに該当すると認められる場合には、免除する。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 乙及び丙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(賃借料等の請求及び支払)

第8条 丙は、賃借料及び使用料を翌月速やかに甲に対し請求するものとし、甲は、丙からの請求書を受理した日の属する月の翌月25日までに、丙に対して支払うものとする。

(保険)

第9条 丙は、丙の負担により装置に動産総合保険を付保するものとする。

(装置の保守)

第10条 乙は、甲が装置を常時正常な状態で使用できるよう適切な保守を行い、保守に際してはその都度作業報告書を提出して甲の担当職員の検査を受けるものとする。

2 装置に故障が起こった場合は、甲の請求により、乙は乙の指定した社員を直ちに装置の設置場所に派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復しなければならない。

3 保守及び故障修理等により交換又は補充した部品、付属品等については、乙の負担とする。

(ソフトウェアの保守)

第11条 ソフトウェアにバージョンアップがあった場合には、乙は、甲にその旨を通知するとともに、甲の請求により、乙がインストール又はROMの交換作業を行うものとする。

(機能の保証)

第12条 乙は、装置の故障が長時間にわたり保守に日時を要して甲の業務に支障をきたす場合は、甲の請求により、乙の負担において代替装置の使用を認め、又は装置の入替を行う等誠意をもって善処しなければならない。

(技術指導等)

第13条 乙は、乙の負担において甲に対しシステムの運用、装置の操作及びソフトウェアの使用等に関する技術指導を行うものとする。

(ソフトウェアの複製)

第14条 甲は、装置を使用するうえで必要とされる場合、又は、保管の場合に限り、ソフトウェアを3式まで複製できるものとする。

(追加又は取替)

第15条 装置及びソフトウェアの追加又は取替の必要が生じた場合は、甲乙丙で協議して措置するものとする。

(他の機械器具の取付け及び装置の移転等)

第16条 甲において、装置に他の機械器具を取付ける場合、装置の据付場所を移転する場合、装置を改造する場合、又は、ソフトウェアを自己の用に供するために変更する場合は、あらかじめ文書により乙及び丙に協議するものとする。

(善良な管理者としての義務)

第17条 甲は、装置及びソフトウェアに関し、善良な管理者の注意をもって、使用管理しなければならない。

(立入権及び秘密の保持)

第18条 乙及び丙は、装置及びソフトウェアの引渡し、保守、管理等のため装置の据付場所に入ることができる。

2 前項によって立ち入る者は身分証明書を携行しなければならない。

3 乙及び丙は、保守等の実施にあたって知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

4 前項の規定は本賃貸借契約の終了後においても有効とする。

(危険負担)

第19条 天災その他不可抗力により装置の滅失毀損を生じた場合は、甲乙丙の協議とする。

(契約の解除)

第20条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又は丙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

(2) 乙又は丙が納期内に明らかに物品の納入をすることができないと認められるとき。

(3) 乙又は丙が解除を申し出たとき。

- (4) 乙又は丙がその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 乙又は丙が第7条の規定に違反したとき。
- (6) 前各号の一つに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- (7) 乙又は丙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙又は丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙又は丙に対して当該契約の解除を求め、乙又は丙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙及び丙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙及び丙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙及び丙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
- 3 甲は、自己の都合によりこの契約を解除しようとするときは、3か月前に文書をもって乙及び丙に通告しなければならない。

(損害賠償)

第21条 前条第1項の規定による契約の解除によって甲が損害を受けたときは、乙又は丙はその損害を賠償しなければならない。

2 乙又は丙の責めに帰すべき事由による装置の調整及び修理又は安全性の確保の遅延等により、甲に損害を与えたときは、甲は、乙又は丙に対して損害の賠償を請求することができる。

3 甲の故意又は重大な過失により装置が損害を受け、あるいは欠損を生じた場合、又はソフトウェアに係る乙の権利が侵害された場合は、乙又は丙は、甲に対して損害の賠償を請求することができる。

4 前3項に係る賠償金の額は甲乙丙協議の上定めるものとする。

5 第3項の場合において動産総合保険で補填された損害に対しては、第3項の規定にかかわらず、丙は、甲に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(談合による損害賠償)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第20条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6号で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(装置の返還)

第23条 賃貸借期間の終了又は解除による装置の搬出撤去は、丙が行うものとする。

2 第20条第3項による契約の解除の場合は、甲は、装置を原状に回復して返還するものとする。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙丙協議して、これを定める。

(紛争解決の方法)

第26条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90番地
公立大学法人会津大学
理事長 岡 隆一

乙

丙

会津大学教育用計算機システム1 賃貸借機器一覧

システム名称	明細	OS	台数
演習室1,2 システム	演習室1,2 端末 Monitor (21.5)、KBD (107/US)、Mouse	Solaris	94 台
	演習室1,2 プリンター		4 台
	演習室1,2 プリンターサーバ	Solaris/仮想	1 台
卒研端末環境	シンククライアント用サーバ	Solaris	—
CALL1,2 システム	シンククライアント用サーバ	Solaris	—
	CALL1,2 プリンター		2 台
	CALL1,2 プリンターサーバ	Solaris 仮想	1 台
実験室1,2 システム	実験室1,2 端末 Monitor (21.5)、KBD (107/US)、Mouse - SOFT: ASTEC-X - SOFT: Sophos Endpoint Protection	Windows	100 台 100 本 100 本
	実験室1,2 端末管理サーバ AD[正、副], OSV-VHD, NetKaleido, KMS - OS: WindowsServer2012 DeviceCAL - SOFT: VHD サーバライセンス - SOFT: Netkaleido System Management	WindowsServer	5 台
	実験室1,2 回路設計演習用サーバ	RHEL	150 本 6 本 150 本
	標準環境利用サーバ	Solaris/仮想	6 台 —
	実験室1,2 無停電電源装置 (UPS)		26 台
	実験室1,2 プリンター		6 台
	実験室1,2 プリンターサーバ	Solaris/仮想	1 台
	実験室1,2 F P G Aボード		50 台
	OS: WindowsServer2012R2		10 本
	OS: RHEL Server		3 本
実験室3,4 システム	実験室3,4 端末 Monitor (21.5)、KBD (107/US)、Mouse - SOFT: ASTEC-X - SOFT: Sophos Endpoint Protection	Windows	52 台 52 本 52 本
	実験室3,4 端末管理サーバ	実験室1,2 と共用	
	標準環境利用サーバ	Solaris/仮想	—
	実験室3,4 プリンター		2 台
	実験室3,4 プリンターサーバ	Solaris/仮想	1 台
教員用システム	教員用 端末 - SOFT: ASTEC-X	Solaris	40 台 80 本
	標準環境利用サーバ	Solaris	—
	教員用 プリンター		31 台
	教員用 プリンターサーバ	Solaris/仮想	3 台
講義室システム	講義室 端末	Solaris	13 台
	実験室1,2 無停電電源装置 (UPS)		11 台
修学支援室システム	修学支援室 端末	Solaris	11 台

システム名称	明細	OS	台数
後方支援システム	仮想－教員、講義室、プリンターサーバ用、物理サーバ	Solaris	2台
	仮想環境構築、管理運用用、物理サーバ	Solaris, VMware	2台
	SSH管理サーバ、IDPサーバ用、物理サーバ	VMware	1台
	Solaris アプリケーションサーバ、物理サーバ	Solaris	1台
	Linux アプリケーションサーバ、物理サーバ	RHEL	1台
	仮想サーバ管理用サーバ	RHEL	1台
	リポジトリサーバ	Solaris	1台
	標準環境利用サーバ	Solaris	4台
	シンククライアント用サーバ	Solaris	8台
	データバックアップサーバ	RHEL	2台
	メールウィルス対策サーバ	RHEL	2台
	Sophos 管理サーバ	WindowsServer	1台
	後方支援用プリンター		2台
	事務局用プリンター		4台
	サポート用 端末	Solaris	2台
	DNS/DHCP/IPAMアプライアンス		1台
	ストレージサーバ		1台
	遠隔講義システム		2台
	シリアルコンソール用ノートPC		4台
	KVM装置		4台
	液晶プロジェクター		3台
	インストールサーバ	Solaris/仮想	2台
	LDAPサーバ		2台
	ログサーバ	Solaris/仮想	2台
	FTPサーバ	Solaris/仮想	1台
	セキュリティ管理サーバ (SSH Gate)	Solaris/仮想	2台
	VNCサーバ	Solaris/仮想	2台
	ネットニュースサーバ	Solaris/仮想	1台
	システム管理用サーバ	Solaris/仮想	1台
	システム管理用サーバ	Oracle Linux 仮想	1台
	後方支援用プリンターサーバ	Solaris/仮想	1台
	事務局用プリンターサーバ	Solaris/仮想	1台
	Solaris アプリケーションサーバ	Solaris/仮想	2台
	Oracle SGDサーバ	Solaris/仮想	1台
	統合ID管理サーバ	RHEL/仮想	1台
	IDPサーバ	RHEL/仮想	1台
	ライセンスサーバ (実験室用)	RHEL/仮想	1台
	ライセンスサーバ (実験室以外用)	RHEL/仮想	1台
	SSH Key Manager サーバ	RHEL/仮想	1台
	Linux アプリケーションサーバ	RHEL/仮想	2台
	KMSサーバ	Windows/仮想	2台
	OS: WindowsServer2012 R2		1本
	OS: RHEL Server		14本
	OS: Oracle Solaris		2本
	OS: VMware vSphere Essentials Kit		1本
	SOFT: OpenLDAP		1式
	SOFT: Unicorn ID Manager		1本
	SOFT: SSH Universal Key MNG100		1本
	SOFT: MS SQL Server Std		1本
	SOFT: SSH Tectia Server		2本
	SOFT: TrendMicro InterSafe Messaging Security Suite Plus		1800人分
	SOFT: Symantec NetBackup 7.1 Server		2本
	SOFT: Symantec NetBackup 7.1 Library Based Taper		2本
	SOFT: ストレージサーバ管理ソフト		1本